



18消安第10556号

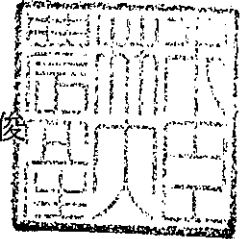
平成19年1月12日

食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

農林水産大臣臨時代理

国务大臣 若林 正俊



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第8号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

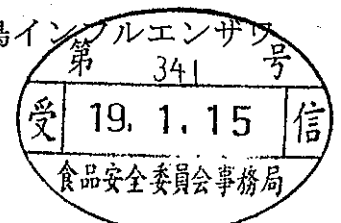
- 1 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第96号）附則第16条の規定により、なお従前の例によることとされる同法第2条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号。以下「旧法」という。）第23条において準用する旧法第14条第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての輸入の承認をすること。

（1）フロルフエニコールを有効成分とする牛の注射剤（ニューフロール）

（2）豚パルボウイルス感染症・豚丹毒・豚レプトスピラ病（イクテロヘモラジー・カニコーラ・グリッポチフォーサ・ハージョ・ブラティスラーバ・ポモナ）混合（アジュバント・油性アジュバント加）不活化ワクチン（ファローシュアプラスB）

- 2 薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される第14条第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての製造販売の承認をすること。

鳥インフルエンザ（油性アジュバント加）不活化ワクチン（鳥インフルエンザワクチン「北研」）



3 薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される第14条の4第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての再審査をすること。

- (1) リン酸チルミコシン液を有効成分とする牛の経口投与剤（ミコラル経口液、経口用ミコラル）
- (2) トリニューモウイルス感染症生ワクチン（ネモバック）
- (3) 豚丹毒（酢酸トコフェロールアジュバント加）不活化ワクチン（ポーシリスERY、ポーシリスERY「IV」）
- (4) 塩酸クレンプテロールを有効成分とする馬の経口投与剤（ベンチプルミン－シロップ）
- (5) ヒアルロン酸ナトリウムを有効成分とする馬の注射剤（ハイオネート）